

## 町田市物品購入契約等指名競争入札参加者指名基準

### 第1 趣旨

この基準は、町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号）に定めるもののほか、財務部契約課が行う契約のうち、物品購入契約及び業務委託契約等の指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 指名方法

入札参加者は、競争入札参加資格者の中から指名しなければならない。この場合において、特定の者に偏らないように、公正かつ公平に行うものとする。

### 第3 適格性の判断事項

入札参加者を指名するにあたっては、発注契約の内容及び予定価格に応じて、次に掲げる事項を基準として適格性を判断するものとする。

- (1) 許認可又は資格の有無又は適否
- (2) 地理的条件
- (3) 事業の専門性及び技術的適性
- (4) 経営規模
- (5) 社会的貢献度及び信用状況
- (6) 指名実績及び受注の状況
- (7) 履行能力又は過去の履行成績
- (8) 契約実績
- (9) 東京電子自治体共同運営協議会の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者に対する格付

### 第4 優先指名

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 市内に本店を有する者

- (2) 市内に契約の代理人としている営業所を有する者
- (3) 契約内容と同種の営業種目を専業とする者
- (4) 中小企業に該当する者
- (5) 障がい者若しくは高齢者を多数雇用し、又は女性管理職を多数登用している者
- (6) 契約内容と同種で、かつ、同規模以上の契約の履行実績を有する者
- (7) 契約内容と同種の契約の履行成績が優秀である者
- (8) 市の予算編成に当たり、市の求めに応じて、参考見積りを提示した者
- (9) 市が契約内容等を決定するに当たり、市の求めに応じて、事前調査、試験、研究等に協力した者

## 第5 指名の制限

次の各号のいずれかに該当する者は指名することができない。指名した後に判明したときは、指名を取り消すものとする。

- (1) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による資格停止期間中又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加停止期間中である者
- (2) 市の担当職員の指示に従わない等不誠実な行為のある者
- (3) 市が発注した契約の履行が不適正である者
- (4) 経営状況が著しく不健全である者
- (5) 事業協同組合を指名した場合における当該組合の組合員である者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不相当と認められる者

## 第6 指名業者数

入札参加者を指名するに当たっては、予定価格に応じて、次表に定める業者数を指名するものとする。ただし、これにより難いと認められるときは、指名業者数を減じることができる。

| 区分 | 予定価格 | 指名業者数 |
|----|------|-------|
|----|------|-------|

|              |                         |                 |       |
|--------------|-------------------------|-----------------|-------|
| 物品購入         |                         | 500万円以下         | 3者以上  |
|              |                         | 500万円超          | 5者以上  |
| 業 務 委<br>託 等 | 工事関連業務委託                | 300万円以下         | 5者以上  |
|              |                         | 300万円超3,000万円以下 | 7者以上  |
|              |                         | 3,000万円超        | 10者以上 |
|              | 修繕請負                    | 500万円以下         | 5者以上  |
|              |                         | 500万円超          | 6者以上  |
|              | 工事関連業務委託及び<br>修繕請負以外のもの | 1,000万円以下       | 5者以上  |
| 1,000万円超     |                         | 7者以上            |       |

#### 第7 特則

契約の目的、内容又は性質により、この基準による指名が困難であると認められるものについては、この基準を適用しないことができる。

##### 附 則

この基準は、2003年4月1日から施行する。

##### 附 則

この基準は、2008年4月1日から施行する。

##### 附 則

この基準は、2011年4月1日から施行する。